

安来市の子ども医療費助成制度

子どもの病気の早期発見・治療の促進と、子育て世帯の経済的負担を軽減するための制度です。

医療費(保険診療分)の自己負担額が無料になります。

1ヶ月・1医療機関あたりの本人負担限度額は下表のとおりです。

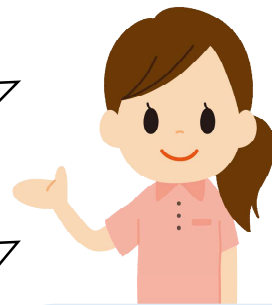
出産育児一時金の受け取りはお済みですか？

下記に該当する方で未申請の方は、ご加入の健康保険に支給申請が必要です。

①出産費用が出産育児一時金に満たず、差額が生じる場合

②直接支払制度を利用せず、出産費用を医療機関等に支払った場合

※申請期間は出産日の翌日から2年間。妊娠12週以降であれば、死産・流産でも支給可能。



国民健康保険税・国民年金保険料の
産前産後期間免除制度もあります！

区 分	健康保険 原則	島根県子ども医療 費助成制度	安来市子ども医療費助成制度		
			負担限度額		
			入院	通院	薬局等
0歳～就学前	2割	1割	0円	0円	0円
小学生	3割	1割	0円	0円	0円
中学生	3割	助成対象外	0円	0円	0円
20歳未満の慢性呼吸器疾患 等16疾患にかかる入院	3割	1割	15,000円	助成対象外	助成対象外

■ 助成されるのは保険診療分のみです。食事・室料・病衣・文書料・紹介状なし負担金・時間外診療時の特別加算料金、予防接種、検診等は助成の対象となりません。

■ 後発医薬品がある薬で、先発医薬品の処方希望された場合の選定療養費は、助成の対象となりません。

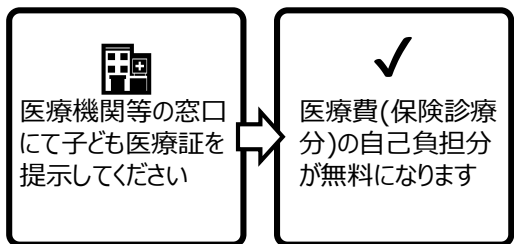
■ 薬局等とは、薬局・柔道整復施術所・治療用装具製作所・訪問看護ステーションのことです。

子ども医療費受給資格証の利用方法

※以下、「子ども医療費受給資格証」を「子ども医療証」と記載

■ 島根県内の医療機関等にかかる場合

子ども医療証の提示により、現物給付します



■ 島根県外の医療機関等にかかる場合

一部を除き、子ども医療証は利用できず、償還払となります



— 医療証を忘れた、県外で診療を受けたときの償還払に必要なもの —

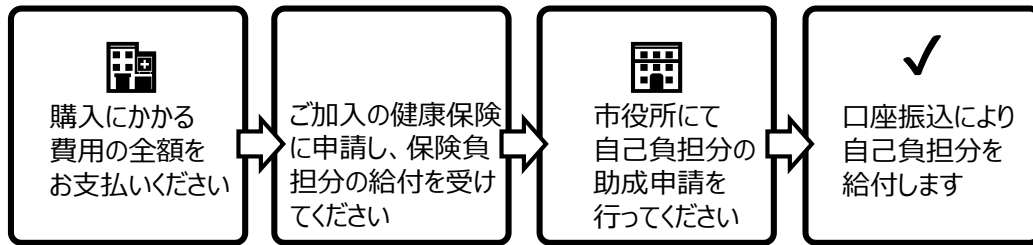
- ・領収書（保険点数・受診者氏名・受付月・入院外来の区別がわかり、領収印が必要な場合押してあるもの）
- ・通帳など振込先口座のわかるもの
- ・申請書提出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

島根県外でも、医療証が利用できる医療機関
や薬局が増えています。詳しくはこちらのサイトから。

島根県国保連合会

検索

■ コルセットや眼鏡などの治療用装具を購入した場合



— 市役所への申請で必要なもの —

- ・領収書（受診者氏名、支払日がわかり、領収印が必要な場合は押してあるもの）
- ・健康保険からの給付額がわかるもの（支給決定通知書など）
- ・医師の意見書および治療用装具装着証明書
- ・通帳など振込先口座のわかるもの
- ・申請書提出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

市役所申請窓口

安来庁舎1階（②市民課保険年金係）
広瀬庁舎1階（広瀬地域センター）
伯太庁舎1階（伯太地域センター）

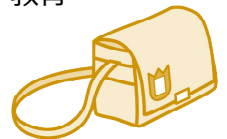


- 医療機関等より請求をされた日から2年以上たつたものは申請することができません。
- 領収書の返却を希望される場合は、事前にコピーをとり、申請の際に原本と併せてご提示ください。
- 子ども医療証と福祉医療証、両方お持ちの方は必ず申請時にご提示ください。

学校、教育・保育施設の管理下におけるケガ等について

学校、教育・保育施設の管理下におけるケガ等については、子ども医療証は利用できません。医療機関等の窓口においては、一旦、医療費の自己負担分をお支払いください。その後、学校や教育・保育施設等で加入している保険制度へ申請すると、給付金が支払われます。

ただし、医療点数などの条件によって、学校や教育・保育施設等の保険制度の対象にならない場合は、安来市の子ども医療費助成制度より給付を行います。



医療費が高額になる場合（高額療養費）

入院などで医療費が高額になる場合には、ご加入の健康保険に予め申請して「限度額適用認定証」等の交付を受け、医療機関等の窓口で提示すると、支払いを自己限度額までとすることができます。

※マイナ保険証を利用すると、限度額適用認定証等を提示しなくても自己負担限度額が適用されます。

■「マイナ保険証」、「限度額適用認定証」等の提示がなかった場合

【子ども医療証が利用できる医療機関】 窓口での支払いはありません。ただし、医療保険が負担すべき高額療養費を安来市が負担している場合は、後日、手続きをお願いする場合があります。

【子ども医療証が利用できない医療機関】 一旦、窓口で自己負担分をお支払いいただき、市役所で払戻申請をしてください。なお、加入している健康保険より高額療養費に関する通知が届いた場合は、市民課保険年金係までご連絡ください。

※子ども医療証は県内全ての医療機関で利用できますが、県外では使えない場合があります。利用可能な医療機関は、島根県国民健康保険団体連合会のホームページでご確認ください。

※「子ども医療証」の記載内容(住所、氏名、加入保険など)に変更がある場合は、速やか(14日以内)に届出をしてください。この届出がお済みでないと、制度が利用できなくなることがあります。

詳しくは、安来市役所 市民課 保険年金係へお問い合わせください。



市民生活部 市民課 保険年金係（子ども医療担当）
電話 | 0854-23-3087 ファックス | 0854-23-3151